



食安発0820第1号
平成24年8月20日

各

都道府県知事
保健所設置市長
特別区長

 殿

厚生労働省医薬食品局食品安全部長

食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件について

食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件（平成24年厚生労働省告示第484号）が本日公布され、これにより食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号。以下「告示」という。）の一部が改正されたところであるが、改正の概要等は下記のとおりであるので、その運用に遺憾なきよう取り計らわれたい。

また、当該改正の概要等につき、関係者への周知方よろしく願います。

記

第1 改正の概要

告示関係

- （1）食品衛生法（昭和22年法律第233号。以下「法」という。）第11条第1項の規定に基づき、農薬シクラニリド、スピロメシフェン、トリアゾホス、トリフロキシストロビン、ピフェントリン、ピラクロニル、ピリベンカルブ、フルオピコリド、フルジオキサニル、フルフェノクスロン、ベノキサコール、ベンスルフロンメチル及びメタアルデヒド並びに農薬及び動物用医薬品スピノサドについて、食品中の残留基準を設定したこと（別紙参照）。
- （2）法第11条第1項の規定に基づき、農薬トリアゾホスの残留基準を改正することに伴い、トリアゾホスの試験法を削除したこと。

第2 施行・適用期日

告示関係

公布日から施行されるものであること。ただし、残留基準値を改正するもののうち、下表の農薬等ごとに掲げる食品に係る残留基準値については、平成

25年2月20日から適用されるものであること。

農薬等	食品
シクラニリド	その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉
スピノサド	米、こんにゃくいも、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、はくさい、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、ねぎ、アスパラガス、わけぎ、その他のゆり科野菜、パースニップ、たけのこ、オクラ、みかん、びわ、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー、ハックルベリー、その他のベリー類果実、かき、バナナ、キウイー、パイナップル、なつめやし及びその他のオイルシード
トリアゾホス	小豆類、えんどう、らっかせい、その他の豆類、さといも類、かんしょ、やまいも、こんにゃくいも、その他のいも類、だいこん類の根、だいこん類の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー、その他のあぶらな科野菜、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス、その他のきく科野菜、ねぎ、にんにく、にら、アスパラガス、わけぎ、その他のゆり科野菜、にんじん、パースニップ、パセリ、セロリ、みつば、その他のせり科野菜、トマト、ピーマン、なす、その他のなす科野菜、きゅうり、かぼちゃ、しろうり、すいか、メロン類果実、まくわうり、その他のうり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、マッシュルーム、しいたけ、その他のきのこ類、その他の野菜、みかん、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム、その他のかんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず、すもも、うめ、おうとう、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー、ハックルベリー、その他のベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイー、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし、その他の果実、ひまわりの種子、ごまの種子、べにばなの種子、なたね、その他のオイルシード、ぎんなん、くり、ペカン、アーモンド、くるみ、その他のナッツ類、茶、ホップ、その他のスパイス、その他のハーブ、豚の筋肉、その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉、豚の脂肪、その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪、牛の肝臓、豚の肝臓、その

	<p>他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓、牛の腎臓、豚の腎臓、その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓、牛の食用部分、豚の食用部分、その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分、鶏の筋肉、その他の家きんの筋肉、鶏の脂肪、その他の家きんの脂肪、鶏の肝臓、その他の家きんの肝臓、鶏の腎臓、その他の家きんの腎臓、鶏の食用部分、その他の家きんの食用部分、鶏の卵及びその他の家きんの卵</p>
<p>ベンスルフロンメチル</p>	<p>小麦、大麦、ライ麦、とうもろこし、そば、その他の穀類、大豆、小豆類、えんどう、そら豆、らっかせい、その他の豆類、ばれいしょ、さといも類、かんしょ、やまいも、こんにゃくいも、その他のいも類、てんさい、さとうきび、だいこん類の根、だいこん類の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー、その他のあぶらな科野菜、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス、その他のきく科野菜、たまねぎ、ねぎ、にんにく、にら、アスパラガス、わけぎ、その他のゆり科野菜、にんじん、パースニップ、パセリ、セロリ、みつば、その他のせり科野菜、トマト、ピーマン、なす、その他のなす科野菜、きゅうり、かぼちゃ、しろうり、すいか、メロン類果実、まくわうり、その他のうり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、マッシュルーム、しいたけ、その他のきのこ類、その他の野菜、みかん、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム、その他のかんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず、すもも、うめ、おうとう、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー、ハックルベリー、その他のベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイ、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし、その他の果実、ひまわりの種子、ごまの種子、べにばなの種子、綿実、なたね、その他のオイルシード、ぎんなん、くり、ペカン、アーモンド、くるみ、その他のナッツ類、茶、コーヒー豆、カカオ豆、ホップ、その他のスパイス、その他のハーブ及び魚介類（甲殻類に限る。）</p>

第3 運用上の注意

1 残留基準関係

- (1) 今回基準値を設定するスピノサドとは、スピノシンA及びスピノシンDの和をいうこと。
- (2) 今回基準値を設定するスピロメシフェンとは、農産物及び魚介類にあつてはスピロメシフェン及び 4-ヒドロキシ-3-(2,4,6-トリメチルフェニル)-1-オキサスピロ[4.4]ノナ-3-エン-2-オンをスピロメシフェンに換算したものの和をいい、畜産物にあつてはスピロメシフェン、4-ヒドロキシ-3-(2,4,6-トリメチルフェニル)-1-オキサスピロ[4.4]ノナ-3-エン-2-オンをスピロメシフェンに換算したもの、4-ヒドロキシ-3-(4-ヒドロキシメチル-2,6-ジメチルフェニル)-1-オキサスピロ[4.4]ノナ-3-エン-2-オンをスピロメシフェンに換算したもの及び 4-ヒドロキシ-3-(4-ヒドロキシメチル-2,6-ジメチルフェニル)-1-オキサスピロ[4.4]ノナ-3-エン-2-オンの抱合体をスピロメシフェンに換算したものの和をいうこと。
- (3) 今回基準値を設定するトリフロキシストロビンとは、畜産物にあつてはトリフロキシストロビン及び(*E,E*)-メトキシイミノ- {2-[1-(3-トリフロロメチル-フェニル)-エチリデンアミノオキシメチル]-フェニル} -酢酸をトリフロキシストロビンに換算したものの和をいい、その他の食品にあつてはトリフロキシストロビンのみをいうこと。
- (4) 今回基準値を設定するピリベンカルブとは、ピリベンカルブ及びメチル = [2-クロロ-5-[(*Z*)-1-(6-メチル-2-ピリジルメトキシイミノ)エチル]ベンジル]カルバメートをピリベンカルブ含量に換算したものの和をいうこと。
- (5) 今回基準値を設定するフルジオキソニルとは、農産物にあつてはフルジオキソニルのみをいい、畜産物にあつてはフルジオキソニル及び 2,2-ジフルオロ-1,3-ベンズジオキソール-4-カルボン酸に変換されるベンゾピロール代謝物をフルジオキソニルに換算したものの和をいうこと。
- (6) 今回ビフェントリンについて基準値を設定した食品のうち、カカオ豆の検体部位については外皮を含まないものとする。

2 試験法通知関係

法第11条第1項の規定に基づき、農薬トリアゾホスについて、試験法を削除したことを踏まえ、今後トリアゾホスの試験を実施するに際しては、「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」（平成17年1月24日付け食安発第0124001号当職通知。以下「試験法通知」という。）の別添の第1章総則部分、第2章一斉試験法及び第3章個別試験法を参考とされたい。

第4 その他

法に基づく残留基準値の設定にあわせ、農薬取締法（昭和23年法律第82号）に基づくピリベンカルブに係る新規農薬登録、スピノサド、スピロメシフェン、トリフロキシストロビン、ビフェントリン、ピラクロニル、フルオピコリド、フルジオキシニル、フルフェノクスロン及びメタアルデヒドに係る適用拡大のための変更登録が農林水産省において行われること。なお、農薬ピリベンカルブ試験法については、後日通知することとしていること。

別紙

シクラニリド(植物成長調整剤)

食品名	残留基準値 ¹	残留基準値
	(改正後) ppm	(改正前) ppm
綿実	○ 0.6	0.4
牛の筋肉	○ 0.05	0.04
豚の筋肉	○ 0.05	0.04
その他の陸棲哺乳類に属する動物 ² の筋肉	● 0.05	0.1
牛の脂肪	○ 0.1	0.1
豚の脂肪	○ 0.1	0.1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	○ 0.1	0.1
牛の肝臓	○ 2	1
豚の肝臓	○ 2	1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	○ 2	1
牛の腎臓	○ 2	2
豚の腎臓	○ 2	2
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	○ 2	2
牛の食用部分 ³	○ 2	1
豚の食用部分	○ 2	1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	○ 2	1
乳	○ 0.05	0.05
鶏の筋肉	○	0.01
その他の家きん ⁴ の筋肉	○	0.01
鶏の脂肪	○	0.01
その他の家きんの脂肪	○	0.01
鶏の肝臓	○	0.01
その他の家きんの肝臓	○	0.01
鶏の腎臓	○	0.01
その他の家きんの腎臓	○	0.01
鶏の食用部分	○	0.01
その他の家きんの食用部分	○	0.01
鶏の卵	○	0.01
その他の家きんの卵	○	0.01

スピノサド(殺虫剤/外部寄生虫駆除剤)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
米(玄米をいう。)	● 0.1	1
小麦	○ 2	0.02
大麦	○ 2	0.02
ライ麦	○ 1	0.02
とうもろこし	○ 2	0.02
そば	○ 1	0.02
その他の穀類 ⁵	○ 1	1
大豆	○ 0.02	0.02
小豆類 ⁶	○ 0.02	0.02
えんどう	○ 0.02	0.02
そら豆	○ 0.02	0.02
らっかせい	○ 0.02	0.02
その他の豆類 ⁷	○ 0.02	0.02
ばれいしょ	○ 0.02	0.02
さといも類(やつがしらを含む。)	○ 0.02	0.02
かんしょ	○ 0.02	0.02
やまいも(長いもをいう。)	○ 0.02	0.02
こんにゃくいも	●	0.02
その他のいも類 ⁸	○ 0.02	0.02
てんさい	○ 0.06	0.06
だいこん類(ラディッシュを含む。)の根	○ 0.2	0.2
だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉	○ 1	1
かぶ類の根	● 0.1	0.2
かぶ類の葉	● 3	10
西洋わさび	● 0.1	0.2
クレソン	○ 10	8
はくさい	● 1	8
キャベツ	○ 2	2
芽キャベツ	○ 2	1
ケール	○ 10	10
こまつな	○ 10	5
きょうな	○ 5	5
チンゲンサイ	○ 2	2
カリフラワー	○ 2	2
ブロッコリー	○ 2	2
その他のあぶらな科野菜 ⁹	○ 2	2
ごぼう	● 0.1	0.2
サルシフィー	● 0.1	0.2
アーティチョーク	● 0.3	5
チコリ	○ 10	8
エンダイブ	○ 10	8

スピノサド(つづき)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
しゅんぎく	○ 10	10
レタス(サラダ菜及びちしゃを含む。)	○ 10	8
その他のきく科野菜 ¹⁰	○ 10	8
たまねぎ	○ 0.1	0.1
ねぎ(リーキを含む。)	● 2	5
にら	○ 5	5
アスパラガス	● 0.5	5
わけぎ	● 1	5
その他のゆり科野菜 ¹¹	● 0.3	5
にんじん	○ 0.2	0.2
パースニップ	● 0.1	0.2
パセリ	○ 8	8
セロリ	○ 8	8
みつば	○ 5	5
その他のせり科野菜 ¹²	○ 5	5
トマト	○ 1	0.5
ピーマン	○ 2	2
なす	○ 2	2
その他のなす科野菜 ¹³	○ 10	0.4
きゅうり(ガーキンを含む。)	○ 0.5	0.5
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	○ 0.3	0.3
しろうり	○ 0.3	0.3
すいか	○ 0.3	0.3
メロン類果実	○ 0.3	0.3
まくわうり	○ 0.3	0.3
その他のうり科野菜 ¹⁴	○ 10	0.3
ほうれんそう	○ 10	8
たけのこ	●	0.2
オクラ	●	2
しょうが	○ 0.02	0.02
未成熟えんどう	○ 0.3	0.3
未成熟いんげん	○ 0.3	0.3
えだまめ	○ 0.3	0.3
その他の野菜 ¹⁵	○ 10	10
みかん	● 0.1	0.3
なつみかんの果実全体	○ 0.3	0.3
レモン	○ 0.3	0.3
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	○ 0.3	0.3
グレープフルーツ	○ 0.3	0.3
ライム	○ 0.3	0.3

スピノサド(つづき)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
その他のかんきつ類果実 ¹⁶	○ 0.3	0.3
りんご	○ 0.5	0.5
日本なし	○ 0.5	0.5
西洋なし	○ 0.5	0.5
マルメロ	○ 0.5	0.5
びわ	●	0.2
もも	○ 0.2	0.2
ネクタリン	○ 0.5	0.2
あんず(アプリコットを含む。)	○ 0.2	0.2
すもも(プルーンを含む。)	○ 0.2	0.2
うめ	○ 0.2	0.2
おうとう(チェリーを含む。)	○ 0.2	0.2
いちご	○ 1	1
ラズベリー	● 0.7	1
ブラックベリー	● 0.7	1
ブルーベリー	● 0.3	1
クランベリー	●	1
ハックルベリー	● 0.3	1
その他のベリー類果実 ¹⁷	● 0.7	1
ぶどう	○ 0.5	0.5
かき	●	0.5
バナナ	● 0.3	0.5
キウイ	●	0.2
パパイヤ	○ 0.3	0.3
アボカド	○ 0.3	0.3
パイナップル	● 0.02	0.5
グアバ	○ 0.3	0.3
マンゴー	○ 0.3	0.3
パッションフルーツ	○ 0.3	0.3
なつめやし	● 0.1	1
その他の果実 ¹⁸	○ 0.3	0.3
ひまわりの種子	○	0.01
べにばなの種子	○	0.01
綿実	○ 0.02	0.02
その他のオイルシード ¹⁹	●	5
ぎんなん	○	0.01
くり	○ 0.1	0.02
ペカン	○ 0.1	0.02
アーモンド	○ 0.02	0.02
くるみ	○ 0.1	0.02
その他のナッツ類 ²⁰	○ 0.02	0.02

スピノサド(つづき)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
茶	○ 2	2
その他のスパイス ²¹	○ 10	10
その他のハーブ ²²	○ 10	10
牛の筋肉	○ 2	2
豚の筋肉	○ 2	2
その他の陸棲哺乳類に属する動物 ² の筋肉	○ 2	0.8
牛の脂肪	○ 10	3
豚の脂肪	○ 10	2
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	○ 10	2
牛の肝臓	○ 5	2
豚の肝臓	○ 5	0.5
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	○ 5	0.5
牛の腎臓	○ 2	1
豚の腎臓	○ 2	0.5
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	○ 2	0.5
牛の食用部分 ³	○ 5	0.5
豚の食用部分	○ 5	0.5
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	○ 5	0.5
乳	○ 2	1
鶏の筋肉	○ 0.1	0.02
その他の家きん ⁴ の筋肉	○ 0.1	0.02
鶏の脂肪	○ 1	0.4
その他の家きんの脂肪	○ 1	0.4
鶏の肝臓	○ 0.2	0.04
その他の家きんの肝臓	○ 0.1	0.04
鶏の腎臓	○ 0.2	0.04
その他の家きんの腎臓	○ 0.1	0.04
鶏の食用部分	○ 0.2	0.04
その他の家きんの食用部分	○ 0.1	0.04
鶏の卵	○ 0.2	0.05
その他の家きんの卵	○ 0.1	0.05
小麦ふすま	○ 2	2
干しぶどう	○ 1	1
綿実油(食用植物油脂の日本農林規格に規定する精製綿実油、綿実サラダ油及びこれらと同等以上の規格を有すると認められる食用油に限る。)	○ 0.01	0.01
綿実油(食用植物油脂の日本農林規格に規定する精製綿実油、綿実サラダ油及びこれらと同等以上の規格を有すると認められる食用油を除く。)	○ 0.01	0.01

スピロメシフェン(殺虫剤)

食品名	残留基準値 ¹	残留基準値
	(改正後) ppm	(改正前) ppm
小麦	○ 0.01	0.01
大麦	○ 0.01	0.01
とうもろこし	○ 0.02	0.02
その他の穀類 ⁵	○ 0.01	0.01
ばれいしょ	○ 0.02	0.02
さといも類(やつがしらを含む。)	○ 0.02	0.02
かんしょ	○ 0.02	0.02
やまいも(長いものをいう。)	○ 0.02	0.02
その他のいも類 ⁸	○ 0.02	0.02
てんさい	○ 0.01	0.01
クレソン	○ 12	12
キャベツ	○ 2	2.0
芽キャベツ	○ 2	2.0
ケール	○ 12	12
きょうな	○ 12	12
チンゲンサイ	○ 12	12
カリフラワー	○ 2	2.0
ブロッコリー	○ 2	2.0
その他のあぶらな科野菜 ⁹	○ 12	12
チコリ	○ 12	12
エンダイブ	○ 12	12
しゅんぎく	○ 12	12
レタス(サラダ菜及びちしゃを含む。)	○ 12	12
その他のきく科野菜 ¹⁰	○ 12	12
パセリ	○ 12	12
その他のせり科野菜 ¹²	○ 12	12
トマト	○ 3	3
ピーマン	○ 3	3
なす	○ 2	2
その他のなす科野菜 ¹³	○ 0.5	0.45
きゅうり(ガーキンを含む。)	○ 0.1	0.1
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	○ 0.1	0.1
しろうり	○ 0.1	0.1
すいか	○ 0.3	0.3
メロン類果実	○ 0.1	0.1
まくわうり	○ 0.1	0.1
その他のうり科野菜 ¹⁴	○ 0.1	0.1
ほうれんそう	○ 12	12
しょうが	○ 0.02	0.02
その他の野菜 ¹⁵	○ 12	12

スピロメシフェン(つづき)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
りんご	○ 2	2
日本なし	○ 2	2
西洋なし	○ 2	2
もも	○ 0.2	0.2
ネクタリン	○ 1	1
あんず(アプリコットを含む。)	○ 5	5
すもも(プルーンを含む。)	○ 0.7	0.7
うめ	○ 5	5
おうとう(チェリーを含む。)	○ 5	5
いちご	○ 2	2.0
ぶどう	○ 10	
その他の果実 ¹⁸	○ 0.5	0.45
綿実	○ 0.5	0.5
茶	○ 30	30
その他のスパイス ²¹	○ 10	10
その他のハーブ ²²	○ 10	10
牛の筋肉	○ 0.02	0.02
その他の陸棲哺乳類に属する動物 ² の筋肉	○ 0.02	0.02
牛の脂肪	○ 0.1	0.1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	○ 0.1	0.1
牛の肝臓	○ 0.2	0.2
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	○ 0.2	0.2
牛の腎臓	○ 0.2	0.2
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	○ 0.2	0.2
牛の食用部分 ³	○ 0.2	0.2
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	○ 0.2	0.2
乳	○ 0.01	0.01
魚介類	○ 0.06	

トリアゾホス(殺虫剤)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
米(玄米をいう。)	○	不検出
小麦	○ 0.05	不検出
大麦	○ 0.05	不検出
ライ麦	○ 0.05	不検出
とうもろこし	○ 0.05	不検出
そば	○ 0.05	不検出

トリアゾホス(つづき)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
その他の穀類 ⁵	○ 0.05	不検出
大豆	○	不検出
小豆類 ⁶	●	0.2
えんどう	●	0.02
そら豆	○	不検出
らっかせい	●	0.02
その他の豆類 ⁷	●	0.02
ばれいしょ	○	不検出
さといも類(やつがしらを含む。)	●	0.02
かんしょ	●	0.02
やまいも(長いもをいう。)	●	0.02
こんにゃくいも	●	0.02
その他のいも類 ⁸	●	0.02
てんさい	○	不検出
さとうきび	○	不検出
だいこん類(ラディッシュを含む。)	●	0.02
だいこん類(ラディッシュを含む。)	●	0.02
かぶ類の根	●	0.02
かぶ類の葉	●	0.02
西洋わさび	●	0.02
クレソン	●	0.02
はくさい	●	0.02
キャベツ	●	0.1
芽キャベツ	●	0.1
ケール	●	0.02
こまつな	●	0.02
きょうな	●	0.02
チンゲンサイ	●	0.02
カリフラワー	●	0.1
ブロッコリー	●	0.02
その他のあぶらな科野菜 ⁹	●	0.02
ごぼう	●	0.02
サルシフィー	●	0.02
アーティチョーク	●	0.02
チコリ	●	0.02
エンダイブ	●	0.02
しゅんぎく	●	0.02
レタス(サラダ菜及びちしやを含む。)	●	0.02
その他のきく科野菜 ¹⁰	●	0.02

トリアゾホス(つづき)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
たまねぎ	○	不検出
ねぎ(リーキを含む。)	●	0.02
にんにく	●	0.02
にら	●	0.02
アスパラガス	●	0.02
わけぎ	●	0.02
その他のゆり科野菜 ¹¹	●	0.02
にんじん	●	0.5
パースニップ	●	1
パセリ	●	0.02
セロリ	●	0.02
みつば	●	0.02
その他のせり科野菜 ¹²	●	0.02
トマト	●	0.02
ピーマン	●	0.02
なす	●	0.02
その他のなす科野菜 ¹³	●	0.02
きゅうり(ガーキンを含む。)	●	0.02
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	●	0.02
しろうり	●	0.02
すいか	●	0.02
メロン類果実	●	0.02
まくわうり	●	0.02
その他のうり科野菜 ¹⁴	●	0.02
ほうれんそう	●	0.02
たけのこ	●	0.02
オクラ	●	0.02
しょうが	●	0.02
未成熟えんどう	●	0.1
未成熟いんげん	●	0.1
えだまめ	●	0.02
マッシュルーム	●	0.02
しいたけ	●	0.02
その他のきのこ類 ²³	●	0.02
その他の野菜 ¹⁵	●	0.1
みかん	●	0.02
なつみかんの果実全体	●	0.02
レモン	●	0.02
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	●	0.02
グレープフルーツ	●	0.02

トリアゾホス(つづき)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
ライム	●	0.02
その他のかんきつ類果実 ¹⁶	●	0.02
りんご	●	0.2
日本なし	●	0.2
西洋なし	●	0.2
マルメロ	●	0.2
びわ	●	0.2
もも	●	0.02
ネクタリン	●	0.02
あんず(アプリコットを含む。)	●	0.02
すもも(プルーンを含む。)	●	0.02
うめ	●	0.02
おうとう(チェリーを含む。)	●	0.02
いちご	○	不検出
ラズベリー	●	0.02
ブラックベリー	●	0.02
ブルーベリー	●	0.02
クランベリー	●	0.02
ハックルベリー	●	0.02
その他のベリー類果実 ¹⁷	●	0.02
ぶどう	●	0.02
かき	●	0.02
バナナ	●	0.02
キウイ	●	0.02
パパイヤ	○	不検出
アボカド	●	0.02
パイナップル	●	0.02
グアバ	●	0.02
マンゴー	●	0.02
パッションフルーツ	●	0.02
なつめやし	●	0.02
その他の果実 ¹⁸	●	0.02
ひまわりの種子	●	0.02
ごまの種子	●	0.02
べにばなの種子	●	0.02
綿実	○ 0.2	0.1
なたね	●	0.02
その他のオイルシード ¹⁹	●	0.02
ぎんなん	●	0.02
くり	●	0.02
ペカン	●	0.02

トリアゾホス(つづき)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
アーモンド	●	0.02
くるみ	●	0.02
その他のナッツ類 ²⁰	●	0.1
茶	●	0.05
コーヒー豆	○	不検出
カカオ豆	○	不検出
ホップ	●	0.05
その他のスパイス ²¹	●	0.1
その他のハーブ ²²	●	0.1
牛の筋肉	○	0.01
豚の筋肉	●	0.02
その他の陸棲哺乳類に属する動物 ² の筋肉	●	0.02
牛の脂肪	○	0.01
豚の脂肪	●	0.02
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	●	0.02
牛の肝臓	●	0.02
豚の肝臓	●	0.02
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	●	0.02
牛の腎臓	●	0.02
豚の腎臓	●	0.02
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	●	0.02
牛の食用部分 ³	●	0.02
豚の食用部分	●	0.02
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	●	0.02
乳	○	0.01
鶏の筋肉	●	0.02
その他の家きん ⁴ の筋肉	●	0.02
鶏の脂肪	●	0.02
その他の家きんの脂肪	●	0.02
鶏の肝臓	●	0.02
その他の家きんの肝臓	●	0.02
鶏の腎臓	●	0.02
その他の家きんの腎臓	●	0.02
鶏の食用部分	●	0.02
その他の家きんの食用部分	●	0.02
鶏の卵	●	0.02
その他の家きんの卵	●	0.02
綿実油(食用植物油脂の日本農林規格に規定する精製綿実油、綿実サラダ油及びこれらと同等以上の規格を有すると認められる食用油を除く。)	○	1

トリフロキシストロビン(殺菌剤)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
米(玄米をいう。)	○ 2	1.6
小麦	○ 0.2	0.2
大麦	○ 0.5	0.5
ライ麦	○ 0.05	0.05
とうもろこし	○ 0.05	0.05
その他の穀類 ⁵	○ 0.05	0.05
大豆	○ 0.08	0.08
らっかせい	○ 0.05	0.05
ばれいしょ	○ 0.04	0.04
てんさい	○ 0.05	0.05
だいこん類(ラディッシュを含む。)の根	○ 0.1	0.1
かぶ類の根	○ 0.1	0.1
西洋わさび	○ 0.1	0.1
はくさい	○ 0.5	0.5
キャベツ	○ 0.5	0.5
芽キャベツ	○ 0.1	0.1
カリフラワー	○ 0.5	0.5
ブロッコリー	○ 0.5	0.5
ごぼう	○ 0.1	0.1
サルシフィー	○ 0.1	0.1
その他のきく科野菜 ¹⁰	○ 4	3.5
ねぎ(リーキを含む。)	○ 0.7	0.7
にんにく	○ 0.05	0.05
アスパラガス	○ 0.07	0.07
にんじん	○ 0.1	0.1
パースニップ	○ 0.1	0.1
セロリ	○ 4	3.5
その他のせり科野菜 ¹²	○ 4	3.5
トマト	○ 0.7	0.7
ピーマン	○ 0.5	0.5
なす	○ 0.5	0.5
その他のなす科野菜 ¹³	○ 2	2.0
きゅうり(ガーキンを含む。)	○ 0.7	0.7
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	○ 0.3	0.3
しろうり	○ 0.3	0.3
すいか	○ 0.3	0.3
メロン類果実	○ 0.3	0.3
まくわうり	○ 0.3	0.3
その他のうり科野菜 ¹⁴	○ 0.3	0.3
未成熟いんげん	○ 0.5	0.5

トリフロキシストロビン(つづき)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
えだまめ	○ 0.08	0.08
その他の野菜 ¹⁵	○ 4	3.5
なつみかんの果実全体	○ 0.5	0.5
レモン	○ 0.5	0.5
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	○ 0.5	0.5
グレープフルーツ	○ 0.5	0.5
ライム	○ 0.5	0.5
その他のかんきつ類果実 ¹⁶	○ 0.5	0.5
りんご	○ 3	3
日本なし	○ 5	5
西洋なし	○ 5	5
マルメロ	○ 0.7	0.7
びわ	○ 0.7	0.7
もも	○ 0.2	0.2
ネクタリン	○ 3	3
あんず(アプリコットを含む。)	○ 5	3
すもも(プルーンを含む。)	○ 3	3
うめ	○ 5	3
おうとう(チェリーを含む。)	○ 3	3
いちご	○ 0.2	0.2
ぶどう	○ 5	5
かき	○ 1	0.5
バナナ	○ 0.5	0.5
キウイ	○ 0.02	0.02
パパイヤ	○ 0.7	0.7
グアバ	○ 0.05	0.05
マンゴー	○ 0.7	0.7
パッションフルーツ	○ 0.05	0.05
その他の果実 ¹⁸	○ 0.7	0.7
綿実	○ 0.05	0.05
ぎんなん	○ 0.02	0.02
くり	○ 0.04	0.04
ペカン	○ 0.04	0.04
アーモンド	○ 0.04	0.04
くるみ	○ 0.04	0.04
その他のナッツ類 ²⁰	○ 0.04	0.04
茶	○ 5	5
コーヒー豆	○ 0.05	0.05
ホップ	○ 40	40

トリフロキシストロビン(つづき)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
その他のスパイス ²¹	○ 4	3.5
その他のハーブ ²²	○ 4	3.5
牛の筋肉	○ 0.05	0.05
豚の筋肉	○ 0.05	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物 ² の筋肉	○ 0.05	0.05
牛の脂肪	○ 0.05	0.05
豚の脂肪	○ 0.05	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	○ 0.05	0.05
牛の肝臓	○ 0.05	0.05
豚の肝臓	○ 0.05	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	○ 0.05	0.05
牛の腎臓	○ 0.04	0.04
豚の腎臓	○ 0.04	0.04
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	○ 0.04	0.04
牛の食用部分 ³	○ 0.05	0.05
豚の食用部分	○ 0.05	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	○ 0.05	0.05
乳	○ 0.02	0.02
鶏の筋肉	○ 0.04	0.04
その他の家きん ⁴ の筋肉	○ 0.04	0.04
鶏の脂肪	○ 0.04	0.04
その他の家きんの脂肪	○ 0.04	0.04
鶏の肝臓	○ 0.04	0.04
その他の家きんの肝臓	○ 0.04	0.04
鶏の腎臓	○ 0.04	0.04
その他の家きんの腎臓	○ 0.04	0.04
鶏の食用部分	○ 0.04	0.04
その他の家きんの食用部分	○ 0.04	0.04
鶏の卵	○ 0.04	0.04
その他の家きんの卵	○ 0.04	0.04
魚介類	○ 0.03	
精米	○ 0.9	0.9
米ぬか	○ 7	7
小麦ふすま	○ 0.5	0.5
干しぶどう	○ 5	5

ビフェントリン(殺虫剤)

食品名	残留基準値 ¹	残留基準値
	(改正後) ppm	(改正前) ppm
小麦	○ 0.5	0.5
大麦	○ 0.05	0.05
ライ麦	○ 0.05	0.05
とうもろこし	○ 0.05	0.05
そば	○ 0.05	0.05
その他の穀類 ⁵	○ 0.05	0.05
大豆	○ 0.1	0.1
小豆類 ⁶	○ 0.1	0.1
えんどう	○ 0.05	0.05
そら豆	○ 0.05	0.05
らっかせい	○ 0.1	0.1
その他の豆類 ⁷	○ 0.2	0.15
ばれいしょ	○ 0.05	0.05
さといも類(やつがしらを含む。)	○ 0.05	0.05
かんしょ	○ 0.05	0.05
やまいも(長いもをいう。)	○ 0.05	0.05
その他のいも類 ⁸	○ 0.05	0.05
てんさい	○ 0.2	0.2
さとうきび	○ 0.01	0.01
だいこん類(ラディッシュを含む。)	○ 0.05	0.05
だいこん類(ラディッシュを含む。)	○ 1	1
かぶ類の葉	○ 4	3.5
クレソン	○ 2	2
はくさい	○ 0.5	0.5
キャベツ	○ 2	2
芽キャベツ	○ 2	2
ケール	○ 4	3.5
こまつな	○ 4	3.5
きょうな	○ 4	3.5
チンゲンサイ	○ 4	3.5
カリフラワー	○ 0.05	0.05
ブロッコリー	○ 0.1	0.1
その他のあぶらな科野菜 ⁹	○ 4	3.5
アーティチョーク	○ 0.2	0.2
エンダイブ	○ 2	2
レタス(サラダ菜及びちしゃを含む。)	○ 3	3.0
ねぎ(リーキを含む。)	○ 0.5	0.5
にら	○ 0.05	0.05
アスパラガス	○ 0.05	0.05
パセリ	○ 3	

ビフェントリン(つづき)

食品名	残留基準値 ¹	残留基準値
	(改正後) ppm	(改正前) ppm
トマト	○ 0.5	0.5
ピーマン	○ 0.5	0.5
なす	○ 0.5	0.5
その他のなす科野菜 ¹³	○ 0.5	0.5
きゅうり(ガーキンを含む。)	○ 0.5	0.5
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	○ 0.4	0.4
しろうり	○ 0.4	0.4
すいか	○ 0.2	0.2
メロン類果実	○ 0.2	0.2
まくわうり	○ 0.4	0.4
その他のうり科野菜 ¹⁴	○ 0.4	0.4
ほうれんそう	○ 0.2	0.2
しょうが	○ 0.05	0.05
未成熟えんどう	○ 0.6	0.6
未成熟いんげん	○ 0.6	0.6
えだまめ	○ 0.6	0.6
その他の野菜 ¹⁵	○ 2	2
みかん	○ 0.1	0.1
なつみかんの果実全体	○ 2	2
レモン	○ 2	2
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	○ 2	2
グレープフルーツ	○ 2	2
ライム	○ 2	2
その他のかんきつ類果実 ¹⁶	○ 2	2
りんご	○ 1	1
日本なし	○ 0.5	0.5
西洋なし	○ 0.5	0.5
マルメロ	○ 0.1	0.1
びわ	○ 0.1	0.1
もも	○ 0.03	0.03
ネクタリン	○ 1	1
あんず(アプリコットを含む。)	○ 1	1
すもも(プルーンを含む。)	○ 0.5	0.5
うめ	○ 1	1
おうとう(チェリーを含む。)	○ 2	2
いちご	○ 2	2
ラズベリー	○ 1	1.0
ブラックベリー	○ 1	1.0
その他のベリー類果実 ¹⁷	○ 1	1.0
ぶどう	○ 2	2
かき	○ 0.5	0.5

ビフェントリン(つづき)

食品名	残留基準値 ¹	残留基準値
	(改正後) ppm	(改正前) ppm
バナナ	○ 0.1	0.1
パパイヤ	○ 0.5	0.5
マンゴー	○ 0.3	0.3
その他の果実 ¹⁸	○ 0.3	0.3
ひまわりの種子	○ 0.1	0.1
ごまの種子	○ 0.1	0.1
べにばなの種子	○ 0.1	0.1
綿実	○ 0.5	0.5
なたね	○ 0.1	0.1
その他のオイルシード ¹⁹	○ 0.1	0.1
くり	○ 0.05	0.05
ペカン	○ 0.05	0.05
アーモンド	○ 0.05	0.05
くるみ	○ 0.05	0.05
その他のナッツ類 ²⁰	○ 0.05	0.05
茶	○ 25	25
カカオ豆(外皮を含まない。)	○ 0.1	0.1
ホップ	○ 10	10
その他のスパイス ²¹	○ 10	10
その他のハーブ ²²	○ 4	3.5
牛の筋肉	○ 0.5	0.5
豚の筋肉	○ 0.5	0.5
その他の陸棲哺乳類に属する動物 ² の筋肉	○ 0.5	0.5
牛の脂肪	○ 0.5	0.5
豚の脂肪	○ 2	2
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	○ 2	2
牛の肝臓	○ 0.05	0.05
豚の肝臓	○ 0.5	0.5
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	○ 0.5	0.5
牛の腎臓	○ 0.05	0.05
豚の腎臓	○ 0.5	0.5
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	○ 0.5	0.5
牛の食用部分 ³	○ 0.5	0.5
豚の食用部分	○ 0.5	0.5
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	○ 0.5	0.5
乳	○ 0.05	0.05
鶏の筋肉	○ 0.05	0.05
その他の家きん ⁴ の筋肉	○ 0.05	0.05
鶏の脂肪	○ 0.05	0.05
その他の家きんの脂肪	○ 0.05	0.05

ビフェントリン(つづき)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
鶏の肝臓	○ 0.05	0.05
その他の家きんの肝臓	○ 0.05	0.05
鶏の腎臓	○ 0.05	0.05
その他の家きんの腎臓	○ 0.05	0.05
鶏の食用部分	○ 0.05	0.05
その他の家きんの食用部分	○ 0.05	0.05
鶏の卵	○ 0.01	0.01
その他の家きんの卵	○ 0.01	0.01
小麦粉(全粒粉に限る。)	○ 0.5	0.5
小麦粉(全粒粉を除く。)	○ 0.2	0.2
小麦ふすま	○ 2	2

ピラクロニル(除草剤)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
米(玄米をいう。)	○ 0.05	0.05
その他の穀類 ⁵	○ 0.05	

ピリベンカルブ(殺菌剤)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
大豆	○ 0.7	
小豆類 ⁶	○ 2	
えんどう	○ 2	
そら豆	○ 2	
その他の豆類 ⁷	○ 2	
キャベツ	○ 0.5	
レタス(サラダ菜及びちしゃを含む。)	○ 20	
たまねぎ	○ 0.1	
トマト	○ 3	
なす	○ 2	
きゅうり(ガーキンを含む。)	○ 1	
みかん	○ 0.3	
なつみかんの果実全体	○ 5	
レモン	○ 5	
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	○ 5	

ピリベンカルブ(つづき)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
グレープフルーツ	○ 5	
ライム	○ 5	
その他のかんきつ類果実 ¹⁶	○ 5	
りんご	○ 2	
日本なし	○ 3	
西洋なし	○ 3	
もも	○ 0.5	
ネクタリン	○ 2	
おうとう(チェリーを含む。)	○ 10	
いちご	○ 10	
ぶどう	○ 2	
茶	○ 40	
その他のスパイス ²¹	○ 20	

フルオピコリド(殺菌剤)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
ばれいしょ	○ 0.05	0.05
さといも類(やつがしらを含む。)	○ 0.02	
かんしょ	○ 0.02	
やまいも(長いもをいう。)	○ 0.02	
その他のいも類 ⁸	○ 0.02	
だいこん類(ラディッシュを含む。)	○ 0.2	
だいこん類(ラディッシュを含む。)	○ 15	
かぶ類の根	○ 0.2	
かぶ類の葉	○ 15	
西洋わさび	○ 0.2	
はくさい	○ 5	
キャベツ	○ 5	
芽キャベツ	○ 5	
カリフラワー	○ 5	
ブロッコリー	○ 5	
その他のあぶらな科野菜 ⁹	○ 5	
ごぼう	○ 0.2	
サルシフィー	○ 0.2	
チコリ	○ 15	
エンダイブ	○ 25	
しゅんぎく	○ 25	

フルオピコリド(つづき)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
レタス(サラダ菜及びちしゃを含む。)	○ 25	
その他のきく科野菜 ¹⁰	○ 25	
たまねぎ	○ 7	
ねぎ(リーキを含む。)	○ 10	
にんにく	○ 7	
その他のゆり科野菜 ¹¹	○ 7	
パースニップ	○ 0.2	
パセリ	○ 25	
セロリ	○ 25	
その他のせり科野菜 ¹²	○ 25	
トマト	○ 2	
ピーマン	○ 2	
なす	○ 2	
その他のなす科野菜 ¹³	○ 2	
きゅうり(ガーキンを含む。)	○ 0.7	
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	○ 0.5	
しろうり	○ 0.5	
メロン類果実	○ 0.2	
その他のうり科野菜 ¹⁴	○ 0.5	
ほうれんそう	○ 25	
オクラ	○ 1	
しょうが	○ 0.02	
しいたけ	○ 1	
その他のきのこ類 ²³	○ 1	
その他の野菜 ¹⁵	○ 25	
ぶどう	○ 2	2
その他の果実 ¹⁸	○ 1	
牛の筋肉	○ 0.01	
豚の筋肉	○ 0.01	
その他の陸棲哺乳類に属する動物 ² の筋肉	○ 0.01	
牛の脂肪	○ 0.01	
豚の脂肪	○ 0.01	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	○ 0.01	
牛の肝臓	○ 0.01	
豚の肝臓	○ 0.01	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	○ 0.01	
牛の腎臓	○ 0.01	
豚の腎臓	○ 0.01	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	○ 0.01	
牛の食用部分 ³	○ 0.01	

フルオピコリド(つづき)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
豚の食用部分	○ 0.01	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	○ 0.01	
乳	○ 0.02	
鶏の筋肉	○ 0.01	
その他の家きん ⁴ の筋肉	○ 0.01	
鶏の脂肪	○ 0.01	
その他の家きんの脂肪	○ 0.01	
鶏の肝臓	○ 0.01	
その他の家きんの肝臓	○ 0.01	
鶏の腎臓	○ 0.01	
その他の家きんの腎臓	○ 0.01	
鶏の食用部分	○ 0.01	
その他の家きんの食用部分	○ 0.01	
鶏の卵	○ 0.01	
その他の家きんの卵	○ 0.01	
干しぶどう	○ 10	
とうがらし(乾燥させたもの)	○ 7	

フルジオキシニル(殺菌剤)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
米(玄米をいう。)	○ 0.05	0.05
小麦	○ 0.05	0.05
大麦	○ 0.05	0.05
ライ麦	○ 0.05	0.05
とうもろこし	○ 0.01	0.01
そば	○ 0.05	0.05
その他の穀類 ⁵	○ 0.05	0.05
大豆	○ 0.07	0.07
小豆類 ⁶	○ 0.2	0.2
えんどう	○ 0.3	0.3
そら豆	○ 0.07	0.07
らっかせい	○ 0.3	0.3
その他の豆類 ⁷	○ 0.07	0.07
ばれいしょ	○ 0.02	0.02
さといも類(やつがしらを含む。)	○ 0.02	0.02
その他のいも類 ⁸	○ 0.02	0.02
だいこん類(ラディッシュを含む。)の根	○ 0.5	0.5

フルジオキサニル(つづき)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉	○ 20	20
かぶ類の根	○ 0.5	0.5
かぶ類の葉	○ 20	20
西洋わさび	○ 0.5	0.5
クレソン	○ 10	10
はくさい	○ 2	2.0
キャベツ	○ 2	2
芽キャベツ	○ 2	2.0
ケール	○ 10	10
こまつな	○ 10	10
きょうな	○ 10	10
チンゲンサイ	○ 10	10
カリフラワー	○ 2	2.0
ブロッコリー	○ 2	2.0
その他のあぶらな科野菜 ⁹	○ 10	10
ごぼう	○ 0.5	0.5
サルシフィー	○ 0.5	0.5
チコリ	○ 20	20
エンダイブ	○ 30	30
しゅんぎく	○ 30	30
レタス(サラダ菜及びちしゃを含む。)	○ 30	30
その他のきく科野菜 ¹⁰	○ 2	2
たまねぎ	○ 0.5	0.5
ねぎ(リーキを含む。)	○ 7	7.0
にんにく	○ 0.2	0.2
にら	○ 10	10
わけぎ	○ 0.2	0.2
その他のゆり科野菜 ¹¹	○ 10	10
にんじん	○ 5	0.7
パースニップ	○ 0.5	0.5
パセリ	○ 10	10
その他のせり科野菜 ¹²	○ 20	20
トマト	○ 2	2
ピーマン	○ 5	1
なす	○ 1	1
その他のなす科野菜 ¹³	○ 0.5	0.5
きゅうり(ガーキンを含む。)	○ 2	2
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	○ 0.3	0.3
しろうり	○ 0.5	0.45
すいか	○ 0.2	

フルジオキサニル(つづき)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
その他のうり科野菜 ¹⁴	○ 0.5	0.45
ほうれんそう	○ 0.02	0.02
しょうが	○ 0.02	0.02
未成熟えんどう	○ 5	5
未成熟いんげん	○ 5	5
えだまめ	○ 5	5
その他の野菜 ¹⁵	○ 10	10
みかん	○ 0.1	0.1
なつみかんの果実全体	○ 10	10
レモン	○ 10	10
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	○ 10	10
グレープフルーツ	○ 10	10
ライム	○ 10	10
その他のかんきつ類果実 ¹⁶	○ 10	10
りんご(花おち、しん及び果梗の基部を含む。)	○ 5.0	5.0
西洋なし(花おち、しん及び果梗の基部を含む。)	○ 5.0	5.0
マルメロ(花おち、しん及び果梗の基部を含む。)	○ 5.0	5.0
びわ(果梗、果皮及び種子を含む。)	○ 5.0	5.0
もも(果皮を含む。)	○ 5.0	5.0
ネクタリン(果梗を含む。)	○ 5.0	5.0
あんず(アブリコットを含む。)(果梗を含む。)	○ 5.0	5.0
すもも(プルーンを含む。)(果梗を含む。)	○ 5.0	5.0
うめ	○ 0.5	0.5
おうとう(チェリーを含む。)(果梗を含む。)	○ 5.0	5.0
いちご	○ 5	5
ラズベリー	○ 5	5
ブラックベリー	○ 5	5
ブルーベリー	○ 2	2
ハックルベリー	○ 2	2.0
その他のベリー類果実 ¹⁷	○ 5	5.0
ぶどう	○ 5	5
キウイー(果皮を含む。)	○ 20	20
その他の果実(ざくろ(果実全体をいう。))に限る。)	○ 5.0	5.0
ひまわりの種子	○ 0.01	
綿実	○ 0.05	0.05
なたね	○ 0.02	0.02
その他のオイルシード ¹⁹	○ 0.05	0.05
その他のナッツ類 ²⁰	○ 0.2	0.2
その他のスパイス ²¹	○ 10	10
その他のハーブ ²²	○ 50	50

フルジオキシニル(つづき)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
牛の筋肉	○ 0.01	0.01
豚の筋肉	○ 0.01	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物 ² の筋肉	○ 0.01	0.01
牛の脂肪	○ 0.05	0.05
豚の脂肪	○ 0.05	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	○ 0.05	0.05
牛の肝臓	○ 0.05	0.05
豚の肝臓	○ 0.05	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	○ 0.05	0.05
牛の腎臓	○ 0.05	0.05
豚の腎臓	○ 0.05	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	○ 0.05	0.05
牛の食用部分 ³	○ 0.05	0.05
豚の食用部分	○ 0.05	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	○ 0.05	0.05
乳	○ 0.01	0.01
鶏の筋肉	○ 0.01	0.01
その他の家きん ⁴ の筋肉	○ 0.01	0.01
鶏の脂肪	○ 0.05	0.05
その他の家きんの脂肪	○ 0.05	0.05
鶏の肝臓	○ 0.05	0.05
その他の家きんの肝臓	○ 0.05	0.05
鶏の腎臓	○ 0.05	0.05
その他の家きんの腎臓	○ 0.05	0.05
鶏の食用部分	○ 0.05	0.05
その他の家きんの食用部分	○ 0.05	0.05
鶏の卵	○ 0.05	0.05
その他の家きんの卵	○ 0.05	0.05
にら(乾燥させたもの)	○ 50	50
バジル(乾燥させたもの)	○ 50	50

フルフェノクスロン(殺虫剤)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
どうもろこし	○ 0.05	
大豆	○ 0.05	0.05
小豆類 ⁶	○ 0.05	
そら豆	○ 0.2	0.2
かんしょ	○ 0.02	

フルフェノクスロン(つづき)

食品名	残留基準値 ¹	残留基準値
	(改正後) ppm	(改正前) ppm
てんさい	○ 0.5	0.5
だいこん類(ラディッシュを含む。)の根	○ 0.1	0.1
だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉	○ 10	10
西洋わさび	○ 0.2	0.05
はくさい	○ 0.5	0.5
キャベツ	○ 0.5	0.5
芽キャベツ	○ 0.5	0.5
ケール	○ 10	
こまつな	○ 10	10
きょうな	○ 10	10
チンゲンサイ	○ 5	5
ブロッコリー	○ 5	5
その他のあぶらな科野菜 ⁹	○ 5	5
しゅんぎく	○ 10	10
レタス(サラダ菜及びちしやを含む。)	○ 10	10
その他のきく科野菜 ¹⁰	○ 2	2
ねぎ(リーキを含む。)	○ 10	10
アスパラガス	○ 0.5	0.5
わけぎ	○ 10	10
にんじん	○ 0.2	
パセリ	○ 10	10
セロリ	○ 10	10
みつば	○ 10	10
その他のせり科野菜 ¹²	○ 10	
トマト	○ 0.5	0.5
ピーマン	○ 1	1
なす	○ 2	2
その他のなす科野菜 ¹³	○ 3	3
きゅうり(ガーキンを含む。)	○ 2	2
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	○ 0.2	0.2
しろうり	○ 0.3	0.3
すいか	○ 0.2	0.2
メロン類果実	○ 0.02	0.02
その他のうり科野菜 ¹⁴	○ 0.5	0.5
ほうれんそう	○ 10	10
未成熟えんどう	○ 1	1
未成熟いんげん	○ 1	1
えだまめ	○ 5	5
その他のきのこ類 ²³	○ 0.1	0.1
その他の野菜 ¹⁵	○ 10	10

フルフェノクスロン(つづき)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
みかん	○ 0.3	0.3
なつみかんの果実全体	○ 2	2
レモン	○ 2	2
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	○ 2	2
グレープフルーツ	○ 2	2
ライム	○ 2	2
その他のかんきつ類果実 ¹⁶	○ 2	2
りんご	○ 1	1
日本なし	○ 0.5	0.5
西洋なし	○ 0.5	0.5
もも	○ 0.1	0.1
ネクタリン	○ 0.7	0.7
すもも(プルーンを含む。)	○ 0.2	
おうとう(チェリーを含む。)	○ 2	2
いちご	○ 0.5	0.5
ぶどう	○ 2	2
綿実	○ 0.03	0.03
茶	○ 15	15
その他のスパイス ²¹	○ 10	10
その他のハーブ ²²	○ 10	10
魚介類	○ 2	

ベノキサコール(薬害軽減剤)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
米(玄米をいう。)	○	0.01
小麦	○	0.01
大麦	○	0.01
ライ麦	○	0.01
とうもろこし	○ 0.01	0.01
そば	○	0.01
その他の穀類 ⁵	○	0.01
大豆	○ 0.01	0.01
小豆類 ⁶	○	0.01
えんどう	○	0.01
そら豆	○	0.01
らっかせい	○ 0.01	0.01
その他の豆類 ⁷	○	0.01

ベノキサコール(つづき)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
ばれいしょ	○ 0.01	0.01
かんしょ	○	0.01
てんさい	○	0.01
西洋わさび	○	0.01
キャベツ	○	0.01
ねぎ(リーキを含む。)	○	0.01
アスパラガス	○	0.01
にんじん	○	0.01
セロリ	○	0.01
トマト	○	0.01
ピーマン	○	0.01
ほうれんそう	○	0.01
未成熟えんどう	○	0.01
未成熟いんげん	○	0.01
えだまめ	○	0.01
その他の野菜 ¹⁵	○	0.01
もも	○	0.01
ネクタリン	○	0.01
あんず(アプリコットを含む。)	○	0.01
すもも(プルーンを含む。)	○	0.01
おうとう(チェリーを含む。)	○	0.01
ひまわりの種子	○	0.01
べにばなの種子	○	0.01
綿実	○	0.01
くり	○	0.01
ペカン	○	0.01
アーモンド	○	0.01
くるみ	○	0.01
その他のナッツ類 ²⁰	○	0.01
その他のスパイス ²¹	○	0.01
その他のハーブ ²²	○	0.01

ベンスルフロンメチル(除草剤)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
米(玄米をいう。)	○ 0.1	0.1
小麦	●	0.02
大麦	●	0.02
ライ麦	●	0.02
とうもろこし	●	0.02
そば	●	0.02
その他の穀類 ⁵	●	0.02
大豆	●	0.02
小豆類 ⁶	●	0.02
えんどう	●	0.02
そら豆	●	0.02
らっかせい	●	0.02
その他の豆類 ⁷	●	0.02
ばれいしょ	●	0.02
さといも類(やつがしらを含む。)	●	0.02
かんしょ	●	0.02
やまいも(長いもをいう。)	●	0.02
こんにゃくいも	●	0.02
その他のいも類 ⁸	●	0.02
てんさい	●	0.02
さとうきび	●	0.02
だいこん類(ラディッシュを含む。)	●	0.02
だいこん類(ラディッシュを含む。)	●	0.02
かぶ類の根	●	0.02
かぶ類の葉	●	0.02
西洋わさび	●	0.02
クレソン	●	0.02
はくさい	●	0.02
キャベツ	●	0.02
芽キャベツ	●	0.02
ケール	●	0.02
こまつな	●	0.02
きょうな	●	0.02
チンゲンサイ	●	0.02
カリフラワー	●	0.02
ブロッコリー	●	0.02
その他のあぶらな科野菜 ⁹	●	0.02
ごぼう	●	0.02
サルシフィー	●	0.02
アーティチョーク	●	0.02
チョコリ	●	0.02

ベンスルフロメチル(つづき)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
エンダイブ	●	0.02
しゅんぎく	●	0.02
レタス(サラダ菜及びちしやを含む。)	●	0.02
その他のきく科野菜 ¹⁰	●	0.02
たまねぎ	●	0.02
ねぎ(リーキを含む。)	●	0.02
にんにく	●	0.02
にら	●	0.02
アスパラガス	●	0.02
わけぎ	●	0.02
その他のゆり科野菜 ¹¹	●	0.02
にんじん	●	0.02
パースニップ	●	0.02
パセリ	●	0.02
セロリ	●	0.02
みつば	●	0.02
その他のせり科野菜 ¹²	●	0.02
トマト	●	0.02
ピーマン	●	0.02
なす	●	0.02
その他のなす科野菜 ¹³	●	0.02
きゅうり(ガーキンを含む。)	●	0.02
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	●	0.02
しろうり	●	0.02
すいか	●	0.02
メロン類果実	●	0.02
まくわうり	●	0.02
その他のうり科野菜 ¹⁴	●	0.02
ほうれんそう	●	0.02
たけのこ	●	0.02
オクラ	●	0.02
しょうが	●	0.02
未成熟えんどう	●	0.02
未成熟いんげん	●	0.02
えだまめ	●	0.02
マッシュルーム	●	0.02
しいたけ	●	0.02
その他のきのこ類 ²³	●	0.02
その他の野菜 ¹⁵	●	0.02
みかん	●	0.02

ベンスルフロンメチル(つづき)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
なつみかんの果実全体	●	0.02
レモン	●	0.02
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	●	0.02
グレープフルーツ	●	0.02
ライム	●	0.02
その他のかんきつ類果実 ¹⁶	●	0.02
りんご	●	0.02
日本なし	●	0.02
西洋なし	●	0.02
マルメロ	●	0.02
びわ	●	0.02
もも	●	0.02
ネクタリン	●	0.02
あんず(アプリコットを含む。)	●	0.02
すもも(プルーンを含む。)	●	0.02
うめ	●	0.02
おうとう(チェリーを含む。)	●	0.02
いちご	●	0.02
ラズベリー	●	0.02
ブラックベリー	●	0.02
ブルーベリー	●	0.02
クランベリー	●	0.02
ハックルベリー	●	0.02
その他のベリー類果実 ¹⁷	●	0.02
ぶどう	●	0.02
かき	●	0.02
バナナ	●	0.02
キウイ	●	0.02
パパイヤ	●	0.02
アボカド	●	0.02
パイナップル	●	0.02
グアバ	●	0.02
マンゴー	●	0.02
パッションフルーツ	●	0.02
なつめやし	●	0.02
その他の果実 ¹⁸	●	0.02
ひまわりの種子	●	0.02
ごまの種子	●	0.02
べにばなの種子	●	0.02
綿実	●	0.02
なたね	●	0.02

ベンスルフロンメチル(つづき)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
その他のオイルシード ¹⁹	●	0.02
ぎんなん	●	0.02
くり	●	0.02
ペカン	●	0.02
アーモンド	●	0.02
くるみ	●	0.02
その他のナッツ類 ²⁰	●	0.02
茶	●	0.02
コーヒー豆	●	0.02
カカオ豆	●	0.02
ホップ	●	0.02
その他のスパイス ²¹	●	0.02
その他のハーブ ²²	●	0.02
魚介類(甲殻類に限る。)	●	0.05

メタアルデヒド(殺虫剤(軟体動物駆除剤))

食品名	残留基準値 ¹ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
米(玄米をいう。)	○ 0.2	0.2
小麦	○ 0.2	0.2
とうもろこし	○ 0.2	0.2
キャベツ	○ 3	
レタス(サラダ菜及びちしやを含む。)	○ 3	3
みかん	○ 0.2	0.2
なたね	○ 0.2	0.2
その他のスパイス ²¹	○ 0.7	0.7
魚介類	○ 0.02	0.02

脚注

- :平成24年8月20日施行
●:平成25年2月20日施行

・残留基準値(改正後)の欄に記載のない食品及び表中にない食品については、一律基準(0.01ppm)が適用される。

・今回基準値を設定するスピノサドとは、スピノシンA及びスピノシンDの和をいう。

・今回基準値を設定するスピロメシフェンとは、農産物及び魚介類にあつてはスピロメシフェン及び4-ヒドロキシ-3-(2,4,6-トリメチルフェニル)-1-オキサスピロ[4.4]ノナ-3-エン-2-オンをスピロメシフェンに換算したものの和をいい、畜産物にあつてはスピロメシフェン、4-ヒドロキシ-3-(2,4,6-トリメチルフェニル)-1-オキサスピロ[4.4]ノナ-3-エン-2-オンをスピロメシフェンに換算したものの、4-ヒドロキシ-3-(4-ヒドロキシメチル-2,6-ジメチルフェニル)-1-オキサスピロ[4.4]ノナ-3-エン-2-オンをスピロメシフェンに換算したものと及び4-ヒドロキシ-3-(4-ヒドロキシメチル-2,6-ジメチルフェニル)-1-オキサスピロ[4.4]ノナ-3-エン-2-オンの抱合体をスピロメシフェンに換算したものの和をいう。

- ・今回基準値を設定するトリフロキシストロビンとは、畜産物にあつてはトリフロキシストロビン及び(E,E)-メキシイミノ{2-[1-(3-トリフロロメチル-フェニル)-エチリデンアミノオキシメチル]-フェニル}-酢酸をトリフロキシストロビンに換算したものの和をいい、その他の食品にあつてはトリフロキシストロビンのみをいう。
 - ・今回基準値を設定するピリベンカルブとは、ピリベンカルブ及びメチル=[2-クロロ-5-[(Z)-1-(6-メチル-2-ピリジルメキシイミノ)エチル]ベンジル]カルバメートをピリベンカルブ含量に換算したものの和をいう。
 - ・今回基準値を設定するフルジオキソニルとは、農産物にあつてはフルジオキソニルのみをいい、畜産物にあつてはフルジオキソニル及び2,2-ジフルオロ-1,3-ベンズジオキソール-4-カルボン酸に変換されるベンゾピロール代謝物をフルジオキソニルに換算したものの和をいう。
2. 「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。
 3. 「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。
 4. 「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。
 5. 「その他の穀類」とは、穀類のうち、米、小麦、大麦、ライ麦、とうもろこし及びそば以外のものをいう。
 6. いんげん、ささげ、サルタニ豆、サルタピア豆、バター豆、ペギア豆、ホワイト豆、ライマ豆及びレンズを含む。
 7. 「その他の豆類」とは、豆類のうち、大豆、小豆類、えんどう、そら豆、らっかせい及びスパイス以外のものをいう。
 8. 「その他のいも類」とは、いも類のうち、ばれいしょ、さといも類、かんしょ、やまいも及びこんにゃくいも以外のものをいう。
 9. 「その他のあぶらな科野菜」とは、あぶらな科野菜のうち、だいこん類の根、だいこん類の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー及びハーブ以外のものをいう。
 10. 「その他のきく科野菜」とは、きく科野菜のうち、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス及びハーブ以外のものをいう。
 11. 「その他のゆり科野菜」とは、ゆり科野菜のうち、たまねぎ、ねぎ、にんにく、にら、アスパラガス、わけぎ及びハーブ以外のものをいう。
 12. 「その他のせり科野菜」とは、せり科野菜のうち、にんじん、パースニップ、パセリ、セロリ、みつば、スパイス及びハーブ以外のものをいう。
 13. 「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。
 14. 「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり、かぼちゃ、しろうり、すいか、メロン類果実及びまくわうり以外のものをいう。
 15. 「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。
 16. 「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。
 17. 「その他のベリー類果実」とは、ベリー類果実のうち、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー及びハックルベリー以外のものをいう。

18. 「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず、すもも、うめ、おうとう、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイー、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及びスパイス以外のものをいう。
19. 「その他のオイルシード」とは、オイルシードのうち、ひまわりの種子、ごまの種子、べにばなの種子、綿実、なたね及びスパイス以外のものをいう。
20. 「その他のナッツ類」とは、ナッツ類のうち、ぎんなん、くり、ペカン、アーモンド及びくるみ以外のものをいう。
21. 「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジの果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。
22. 「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。
23. 「その他のきのこ類」とは、きのこ類のうち、マッシュルーム及びしいたけ以外のものをいう。